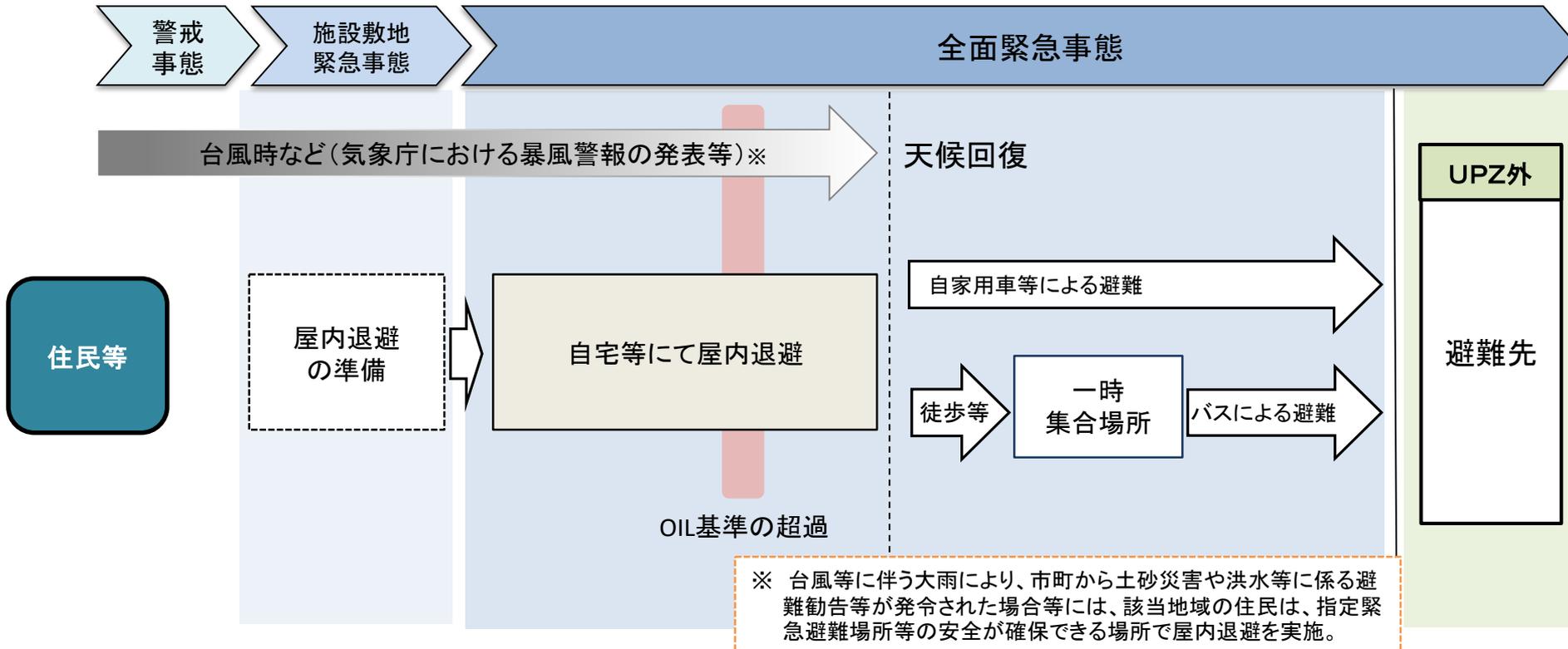


台風時などにおけるUPZ内の防護措置

- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、台風等により気象庁から暴風警報が発表される等、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

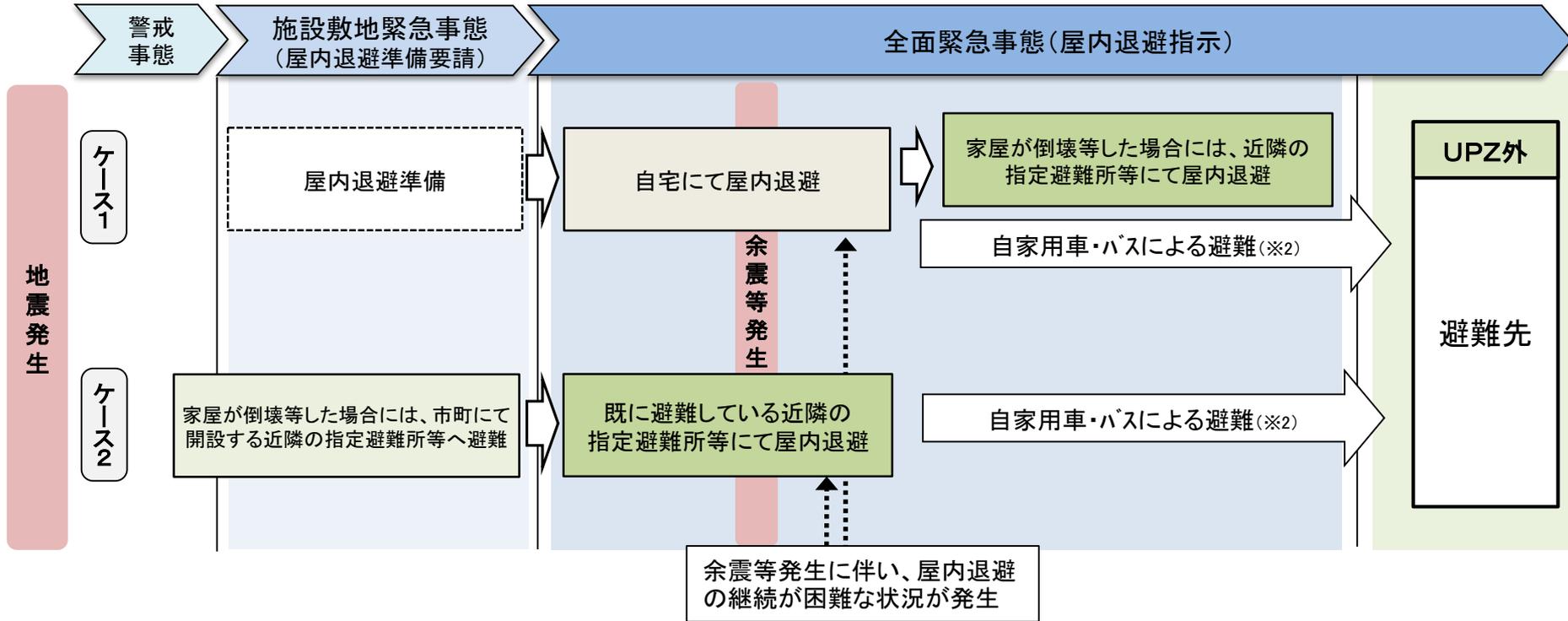
＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ （外出をすることで命に危険が及ぶような場合）



自然災害等（地震等※₁）により屋内退避が困難となる場合のUPZ内の防護措置

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等への避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震等が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を実施。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び宮城県等は、住民等の避難を安全をかつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を実施。

<屋内退避中に余震等が発生し被害が激しくなった場合>



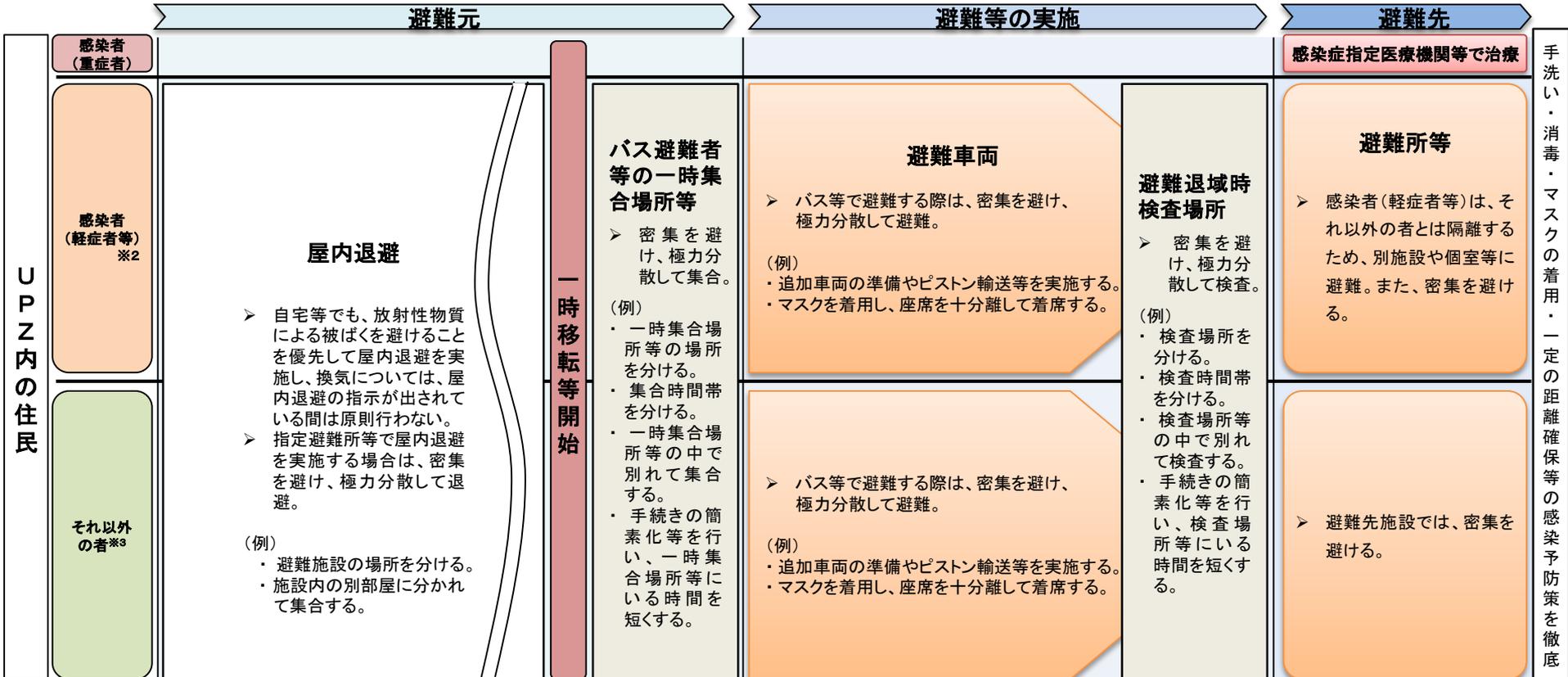
※1 津波災害時や土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 市町にて開設する近隣の別の指定避難所等で受入可能な場合には、当該避難所等へ移動し、そこで屋内退避を行う。

感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（UPZ）＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

他の地方公共団体からの応援計画

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、関係地方公共団体からの支援策として、4つの応援協定等を締結。



㉗ 災害時における宮城県市町村相互応援協定

(平成16年7月26日)

【対象】

宮城県及び宮城県内の全35市町村

【応援内容】

- ①食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- ②被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材
- ③施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材
- ④情報収集、連絡事務等に必要な職員
- ⑤対策等の実施に必要な職員
- ⑥ボランティアの受入れ及び活動調整に必要な職員
- ⑦その他特に要請のあった事項

① 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(平成26年10月21日)

【対象】

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

【応援内容】

- ①救助及び応急復旧等に必要な要員
- ②避難所の運営支援に必要な要員
- ③支援物資の管理等に必要な要員
- ④行政機能の補完に必要な要員
- ⑤応急危険度判定士、ケーサー、ボランティアの斡旋
- ⑥食料、飲料水及びその他生活必需物資
- ⑦救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ⑧救援及び救助活動に必要な車両・船艇等
- ⑨ヘリコプターによる情報収集等
- ⑩傷病者の受け入れのための医療機関
- ⑪被災者を一時収容するための施設
- ⑫火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- ⑬仮設住宅用地
- ⑭輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援
- ⑮その他特に要請のあったもの

㉘ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(平成24年5月18日)

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
- ④その他特に要請のあったもの

㉙ 原子力災害時の相互応援に関する協定

(平成13年1月31日)

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣

9. 放射線防護資機材、物資、 燃料の備蓄・供給体制

PAZ及び準PAZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 宮城県は、宮城県現地機関のほか、宮城県・女川町・石巻市庁舎や消防署、放射線防護対策施設において、避難誘導や避難行動支援などを行う要員のための個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施。
- 緊急時には、自治体職員や避難誘導者等が、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



| 備蓄拠点 | 対象施設数 | 対象者 |
|-----------------------------|-------|-------------------------|
| 県現地機関 県・女川町・石巻市庁舎 | 6 | 自治体職員、避難誘導者、バス運転者等防災関係者 |
| 女川消防署・女川消防署牡鹿出張所 | 2 | 自治体職員、避難誘導者 |
| 放射線防護対策施設 | 10 | 施設管理者、避難誘導者 |
| 合計 | 18 | |



サーベイメータ



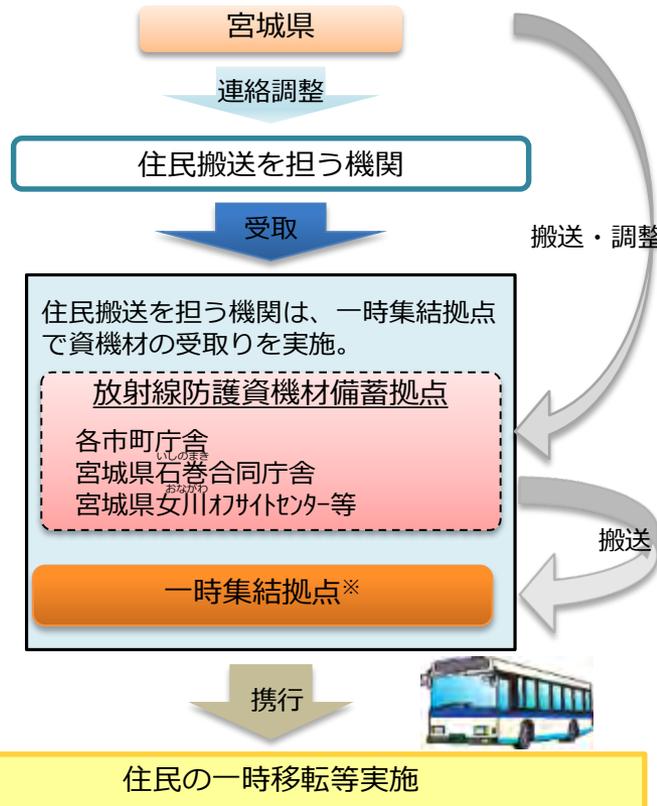
個人線量計

- UPZ内住民の一時移転等において住民搬送を担う機関には、放射線防護資機材備蓄拠点又は一時集結拠点で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることを説明。
- 平時には放射線防護資機材等の使用方法に関する訓練・研修を定期的を実施。



(凡例)
● : 放射線防護資機材備蓄拠点 ● : 一時集結拠点

<住民搬送を担う機関に対する放射線防護資機材の配布体制>



※一時集結拠点は、避難退域時検査場所候補地に設置することとしている。